

一般社団法人近江データサイエンスイニシアティブ定款

第1章 総 則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 近江データサイエンスイニシアティブ と称する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を滋賀県彦根市に置く。

(目的及び事業)

第3条 当法人は、データサイエンス技術の社会実装を推進し、日本経済の活力の増進や地域創生を図ることを目的とし、その目的に資するため、滋賀大学と連携・協力し、次の事業を行う。

- (1) データサイエンス分野における学術及び科学技術の振興に関する事業
- (2) 企業等地域のニーズに応えた人材育成に関する事業
- (3) データサイエンス技術を活用した地域社会の健全な発展に資する事業
- (4) 滋賀大学が推進するデータサイエンス教育研究活動への支援に関する事業
- (5) 前各号に附帯又は関連する事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第2章 社 員

(法人の構成員等)

第5条 当法人には、以下の会員を置く。

- (1) 正会員 当法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体であつて、第3項の規定により当法人の社員となった者
- (2) 一般会員 当法人の目的及び事業に賛同する個人又は団体

- 2 前項の会員のうち、第1号の会員をもって「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」上の社員（以下「社員」という）とする。
- 3 当法人の会員となるには、当法人所定の様式による申込みをし、代表理事の承認を受けなければならない。
- 4 前項のほか、一般会員に関する事項については、社員総会で別に定める一般会員規定によることとする。

（経費等の負担）

第6条 社員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な経費を支払う義務を負う。

- 2 社員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

（退社）

第7条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、1か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

（除名）

第8条 当法人の社員が、次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によりその社員を除名することができる。

- （1）この定款その他の規則に違反したとき
- （2）当法人の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- （3）その他除名すべき正当な事由があるとき

（社員の資格喪失）

第9条 社員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- （1）退社したとき
- （2）成年被後見人又は被保佐人になったとき
- （3）死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- （4）2年以上会費を滞納したとき
- （5）除名されたとき
- （6）総社員の同意があったとき

第3章 社員総会

(開催)

第10条 定時社員総会は、毎年6月に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第11条 社員総会は、理事の過半数の決定に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会の招集通知は、会日の1週間前までに、各社員に対して発する。

(決議の方法)

第12条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であつて、総社員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 社員の除名
- (2) 定款の変更
- (3) 解散及び残余財産の処分
- (4) その他法令で定められた事項

(議決権)

第13条 社員は、各1個の議決権を有する。

(議長)

第14条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議事録)

第15条 社員総会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成し、議長及び出席した理事がこれに署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員)

第16条 当法人に、理事1名以上5名以内を置く。

2 理事のうち1名を代表理事とする。

(選任)

第 17 条 理事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。ただし、必要があるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。

2 代表理事は、理事の互選によって選定する。

(任期)

第 18 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 任期の満了前に退任した理事の補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事の職務及び権限)

第 19 条 理事は、法令及びこの定款の定めるところにより、その職務を執行する。

2 代表理事は、当法人を代表し、その業務を統括する。

(解任)

第 20 条 理事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第 21 条 理事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受ける財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第 5 章 計 算

(事業年度)

第 22 条 当法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日から、翌年 3 月 31 日までの年 1 期とする。

(事業報告及び決算)

第 23 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、定時社員総会に提出し、第一号の書類についてはその内容を報告し、第二号及び第三号の書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
 - 二 貸借対照表
 - 三 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、定款及び社員名簿を、主たる事務所及び従たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の分配の禁止）

第 24 条 当法人は、社員に対する剰余金の分配を行わない。

第 6 章 定款の変更及び解散

（定款の変更）

第 25 条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

（解散）

第 26 条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

（残余財産の帰属）

第 27 条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附 則

（最初の事業年度）

第 28 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から、平成 30 年 3 月 31 日までとする。

（設立時社員の氏名及び住所）

第 29 条 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりとする。

住 所	東京都文京区西片一丁目 17 番 1-301 号
設立時社員	竹村 彰通

住 所 滋賀県草津市大路二丁目1番27-803号
伽羅ガーデンスクエア
設立時社員 笛田 薫

2 当法人の設立時代表理事は、設立時理事の互選によって選定する。

(法令の準拠)

第30条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上

上記は、当法人の現行定款に相違ない。

令和2年9月11日

一般社団法人近江データサイエンスイニシアティブ

代表理事 竹 村 彰 通 ㊟